

千葉県三番瀬再生計画（基本計画）素案
に対する再生会議委員からの意見

平成17年5月18日

目 次

1	工藤委員	1
2	佐野委員	4
3	中田委員	7
4	蓮尾委員	9
5	竹川委員	10
6	米谷委員	12
7	後藤委員	13
8	吉田委員	16

千葉県三番瀬再生計画（基本計画）に対するコメント

平成17年5月2日

委員 工藤 盛徳

はじめに

簡潔で要領を得ていると考えます。強いて言えば、最後の3行に述べられている内容に曖昧な部分が残っていることでしょう。

現 また、「再生に向けて講ずべき施策に」に係る事業については、県が主体となって実施する事業を中心に、千葉県三番瀬再生計画（事業計画）として取りまとめることとします。

新 「再生に向けて講ずべき施策」に係る事業については、今後、県が主体となって実施する事業を中心に、千葉県三番瀬再生計画（事業計画）として取りまとめて立案の上、第3章に述べる方法に従って実現を図ります。

使用されている文言について言うと、1頁9行目；基本的な方針においては、再生の長期目標として - とありますが、(1)生物多様性の回復ほか4項目は、目標ではあっても、ここでは項目と呼ぶべきものではないでしょうか。したがって、文章は・・・、再生の目標として (1)・・・(5) の5つの項目を定め、この目標の実現に向けて・・・となります。

この文言変更は6頁の記載と関係がありますので、後述の意見をご覧の上ご検討下さい。

付記 第4回会議の席上、「はじめに」に関して出された意見のうち、歴史的背景の整理、県以外の主体による事業を見越した包括的取り扱い、市町村、住民、NPO、事業者等との連携、協働等については第1章に、それぞれ明記されているので、ここでは触れる必要がないでしょう。ただし防災に関する項目は確かに欠落しているように思われます。これは再生計画案においても護岸修復の必要性と安全性の確保に触れてはいても防災の視点が欠落していたので、改めて基本計画に載せる必要があります。ただし、項目を改める程のことではないと考えられますから、「海と陸との連続性の回復」および「人と自然とのふれあいの確保」のそれぞれの中に防災に配慮した文言を挿入すべきでしょう。

第1章

文章の部分は格調高くまとまっているので、殆ど修正の必要箇所が見あたりません。第2節再生の目標の部分で、6頁に長期目標の表を載せていますが、達成イメージの文言が必ずしも再生計画の文言と一致していません。例えば「生物多様性の回復」は達成イメージの異なる表現が使用されています。またハマグリ、アオギス、シラウオ等は確かにかつて三番瀬から失われた生物であり、これらの再来を期すことは長期目標として正しい事かも知れませんが、アオギスはともかくハマグリとなると実現を信じる人は先ずいないでしょう。「漁場の生産力の回復」も1960年代という、まず復元不可能な目標を達成イメー

ジにしています。これらの記述は後日、自分の首を絞めることに繋がりがねないでしょう。

長期目標は遠い理想なので、これでよいとして、再生計画 8 3 頁にある漁業についての当面目標を参考に、5 項目のそれぞれに当面目標を掲げては如何でしょうか。ここまで書いて気がついたのですが、6 頁の表の欄見出しは変ですね。長期目標を再生項目に代え、達成イメージを長期目標とし、長期目標の右か左にもう 1 欄設けて、当面の目標として、再生計画が記載しているアマモ、コアモモの再生や、1982～1985 年頃の漁業生産量の復活を載せておかれたらよいと存じます。

第 4 節 8 頁中段にある海水交換のことは、会議中に指摘させていただいたとおりです。伊勢湾や仙台湾に比べれば乏しく、大阪湾や三河湾に比べれば豊かです。比較対照をおいて書くか、具体的な数字を挙げるか、しておかないと不正確は表現になって、これが元で基本計画全体が信頼を失うことに繋がってしまいます。

第 2 章

15 頁、漁業の施策目標を述べているところで、漁業が環境保全に果たす役割を追加するよう意見が出されましたが、この点はすでに施策の前提になっている再生に当たったの進め方(7 頁)の中で、・・・漁業者が、漁業活動を通じて三番瀬の環境の保全を担ってきたこと・・・とありますので、15 頁に同様の記述を繰り返す必要はないでしょう。

19～20 頁；第 5 節 海と陸との連続性・護岸のどこかに、防災上の配慮を追加すべきでしょう。防災をハードだけで考えると、羹に懲りて膾を吹く事態を招きかねません。海と陸とを疎遠にしない程度に、ここでは程々の防災構造を考え、その先は第 6 節と第 7 節(21～23 頁)でソフト的な対応を図ることが必要になることでしょう。

第 9 節の記述では三番瀬に漁業権が免許されている事実が、ぼかされています。谷津干潟のような特定の水域を除けば、大部分に漁業権が免許されている三番瀬の維持・管理は、その殆どが歴史的にも漁業者によってなされてきましたし、今もなされていることは厳粛な事実です。勿論、埋立事業の進行情形によって漁業権の消滅した海域もあり、また、その後短期免許の認められている水域があるなど、事情は複雑です。そのような事情はともあれ、漁業者以外の住民、NPO 参加による清掃活動等に対して、漁民は、その能力と持続性を信用している訳ではありません。漁業権漁場の維持・管理に対する多くの個人、団体の参加は、漁業者の日常業務である漁場維持・管理を補完する協働の範囲であり、漁業活動を阻害するものであってはならないものであります。以上の事情を踏まえると、第 9 節の構成は漁業権消滅域と漁業権水域とを区別した上で、記述することが望ましいと考えられます。

第 12 節に関しては三番瀬の水質環境が江戸川放水路放流の影響をことのほか強く受けており、江戸川放水路の管理権は県に属していないことに特段の注意を払うべきでしょう。このことについては、すでに国土交通省と市川市行徳および南行徳漁協との間に情報

の共有活用に関する協定が結ばれていることも踏まえ、県としての関わり方を具体的に検討された上で、方針として纏めていただきたいと存じます。

東京湾というマクロな観点からすれば湾奥後背地の大雨による洪水が江戸川から流出しようが、放水路から放水されようが同じことと捉えられ兼ねませんが、三番瀬が健全に保たれる場合と、長期に亘り淡水化して藻類と底生動物がダメージを受けた場合とでは、エコロジカル・ネットワークの機能が全く異なってしまうでしょう。

最後に第3章の事業の進め方について感想を述べます。

32頁の図は犬が自分の尻尾を追いかけているようで、ほほえましい図ですが、何処が頭か尻尾か分からないところが難点です。2頁の基本計画フローを受けて、第2章の下の矢印の部分から描いては如何でしょうか？ここではマネージメント・サイクルを説明する目的で、マネージメント・サイクルの考え方を上部枠内に収めていますが、これをPDCAサイクルの中へ移しては如何でしょうか。ざっと次のような案配に……。

基本計画

三番瀬の再生に向けて講ずべき施策

以上

千葉県三番瀬再生計画（基本計画）素案に対する意見

2005年5月7日

委員 佐野郷美

次の観点から素案を検討し、意見を述べます。

2004年1月に三番瀬再生計画検討会議より「三番瀬再生計画案」が堂本知事に提出された際に、堂本知事は「この案を最大限尊重して再生計画を策定する」と発言されました。

そこで、この素案が三番瀬再生計画案を最大限尊重して作成されているかという観点から意見を述べます。

一般的に見て「基本計画」というものが、これから行おうとしている公共事業の「方向性」を示すものであることから、抽象的な表現、言い換えれば具体的な表現をしないという点については考慮するが、少なくとも「三番瀬再生計画案」に盛り込まれているアクションプランが実現可能な表現であるかどうかという観点から意見を述べます。

- 意見 -

1, はじめに (P 1) について

1) 16行目: ~ 県が主体となって実施する事業を中心に、 ~

三番瀬の再生は少なくとも流域4市の協力なくしては実現できない。その意味では、各市が行う事業についても、三番瀬再生計画と整合性のあるものでなくてはならない。

そういった意味では、各市が行う事業についても県の再生計画を尊重することを明記すべきである(すでに、4月27日の再生計画で同様の意見が述べられている)。

2, 第1章 三番瀬の再生に関する施策についての基本的な方針

第1節 背景 (P 3)

1) 「三番瀬の歴史」や「かつての三番瀬」がどのような環境であったかの記述が必要。

理由: 「基本計画」だからこそ、このような項目についてしっかり記述すべき。

2) 「現在の三番瀬」がどのような環境であり、各区域がどんな特性を持った海域であるかに触れる。特に「砂質化が進んでいること」、「猫実川河口域が泥干潟として貴重であること」を明記すべき。

理由: 再生計画は現状をどのように捉えているかが基本にあってはじめて立案できるものであるから。

3) 19行目: ~ 三番瀬再生計画案をもとに ~

「~ 三番瀬再生計画案を最大限尊重して ~」とする。

理由: 堂本知事の言葉通りに表現したいから。

第2節 再生の目標 (P 5)

1) 18行目: ~ 周辺の埋立て、青潮の発生等により ~

ここに「大雨時の江戸川放水路からの淡水放水」を挿入する。

理由：江戸川放水路からの淡水放水が三番瀬の自然環境に与えるインパクトの大きさは円卓会議でも周知のことであったし、国交省もそう認識して三番瀬への影響を放水の度に調査している。

2) 24 行目：～漁業者の経験的知見を生かした中～

「～科学的知見及び漁業者の経験的知見を生かした中～」とする。

理由：漁業者の経験的知見も重要であるけれども、何よりもまず「科学的知見」を踏まえることが大切であるから。

第3節 再生に当たっての進め方（P7）

1) 17 行目：～計画の見直し等～

「計画の見直し及び中止等」とする。

理由：順応的管理においては、再生計画の個別事業を実施していく段階で、予想外の状況が発生したり、環境に悪影響が出ていることがわかった場合に、「見直し」に止まらず場合によっては「中止」することを明記している。

3, 第2章 三番瀬の再生に向けて講ずべき施策

第1節 干潟・浅海域（P11）

1) 4 行目：～さらに、地盤高の低下により大部分の干潟がなくなり、～

「～さらに、現在一部堆積傾向の場所があるものの、地盤高の低下により大部分の干潟がなくなり～」とする。

理由：猫実川河口域については堆積傾向であることが円卓会議の中でわかっている。

2) 「陸と海とのなだらかなつながり」概念イメージ図（P12）

図を淡水湿地が河川や海とつながったイメージ図とすべき。

理由：この図では河川と湿地、湿地と海がつながっているように見えないので。

「緑化」を「ビオトープ化」とする。

理由：「緑化」は外来、在来を問わないし、園芸種であってもかまわない表現である。しかし、「ビオトープ化」とすれば、三番瀬地域にあった植栽が中心となるため。

第2節 生態系・鳥類（P13）

1) 13 行目：～干潟的な多様な環境の創造を目指すとともに～

「現在残る干潟は保全しながら、干潟的な多様な環境の創造を目指すとともに～」

理由：再生計画案ではふなばし海浜公園前面の干潟は保全が前提であり、猫実川河口域の泥干潟も保全すべきと明記している。

第4節 水・底質環境（P17）

1) 6 行目：～生活雑排水等による富栄養化は青潮の発生を促し、～

「浚渫窪地、航路の存在」を挿入する。

理由：再生計画案に、浚渫窪地と航路について明記してあるので。

第5節 海と陸との連続性・護岸（P19）

1) 4 行目：～人々と三番瀬とのふれあいを確保してゆくことが重要です。

「変化に富んだ自然な水際線を取り戻しながら」を挿入。

理由：人々と三番瀬とのふれあいを確保していくことよりも、まず三番瀬の環境の多様性を確保することが再生の基本であり、ふれあいは環境の多様性の実現された上で実現されるべき目標であるから。

第6節 三番瀬を生かしたまちづくり（P21）

1) 9行目：日の出地区にある～自然環境と住環境が共存するまちづくり

「陸域での湿地再生を行うなど」を挿入

理由：再生計画案の中のアクションプランとして明記されているので。

2) 11行目：～行徳湿地一帯の自然環境の連続性を持った～

「塩浜護岸から行徳湿地一帯の」とする

理由：再生計画案では三番瀬と行徳湿地の関係を密にしながら連続性の回復を図るべきとしているので。

3) 13行目：～海を生かしたまちづくり

「ふなばし三番瀬海浜公園のあり方を検討するなど」を挿入

理由：再生計画案の中のアクションプランとして明記されているので。

第10節 再生・保全・利用のための制度及びラムサール条約への登録の推進（P26）

1) ミヤコドリ、スズガモ、コアジサシなどの写真を入れてほしい。

理由：スペースが空いているし、スズガモ、ミヤコドリ等は現段階でもラムサール条約の登録湿地にできる要件を満足している。

2) 11行目：～関係者の合意のもとでラムサール条約への登録を促進し～

もう一步踏み込んだ表現ができないか再度検討して下さい。

理由：日本の他の登録湿地では、水鳥による被害が出たときの漁業補償を行うことを約束して湿地登録が行われています。少なくとも「基本計画」に県がそういった方向性を示せば、ラムサール条約への登録は加速できるはず。漁業者の心配を取り除くことが湿地登録への早道と考えます。

4, その他

1) 三番瀬に影響を与えることが必至と考えられる第2湾岸道路、江戸川左岸流域下水道計画との整合性について明記すべき。

理由：円卓会議でも紛糾したが、少なくとも再生計画案には「三番瀬再生計画に影響を与えない」という形で描き込まれている。「基本計画」だからこそ、他の公共事業との整合性に触れるべき。

2) 猫実川の岸边や河道の湿地化、干潟化について、どこかで触れてるべき。

理由：再生計画案に明記されている重要なアクションプランなのに「基本計画」素案では全く触れていない。事業計画、実施計画で明記できるようP11「干潟・浅海域」、あるいはP17「水・底質環境」あたりに描き込む。そうしなければ実施計画、実施計画には盛り込めなくなる。

千葉県三番瀬再生計画（基本計画）素案に対する意見

平成17年5月6日
委員 中田 薫

気づいた点：

1．第3節1のなかで順応的管理、漁業者の経験的な知見の活用とともにこれまでに蓄積されたデータの適切な解析、利用をうたっておく必要がある。

2．再生計画案に既往のデータの解析結果が十分いかされていない。

具体例：

1) 水質データの解析からみえること

(1)p29 東京湾 COD1990年前後の値より、近年、幾分上昇したものの、1980年台半ばより全層とも低い水準

(2)p30 東京湾の全窒素は減少傾向、横ばいか幾分減少

(3)p31 三番瀬の栄養塩、CODの変動は東京湾のそれとほぼ同傾向

以上の結果から、無機栄養塩などで代表される水質は向上しているにも関わらず、青潮などの発生状況に大きな改善がみられない。したがって、p5の再生の目標4の中に、無機栄養塩濃度で代表される水質だけでなく、これまで明確化されていない環境の持続性および回復力確保のために必要な要因の特定とその軽減についてふれておく必要があるが、なんら再生案にはふれられていない。こうした要因の明確化のためには蓄積データの活用と解析を研究成果の活用(p7)とあわせて、「進め方」の中に位置づけておいた方がよいのではないか。

2) 漁獲データ解析からみえること

(1)p16 1999年以降の三番瀬のアサリ漁獲量、ぼら、カレイ類の漁獲量は極端に低迷している。しかし、(2)p4.1976年以降、海岸線に大きな変化はない。また、1)でふれたように無機栄養塩類などの濃度には変化がみられないか、好転。したがって、1990年代末にみられた現象やさまざまな変化の整理をして、原因の抽出にあたる必要があると考える。

3．三番瀬の再生に向けた施策の中で「漁業」の書きぶりを強化。あるいは資源管理と近年の世界の趨勢である生態系管理をふまえた漁業管理を三番瀬で講ずべき施策として位置づける（書き込む）

漁場環境の整備は、生態系の保全に寄与する。例えば、漁場再生委員会で問題となっている近年のアオサ繁茂は、漁業生産の低下をまねいているだけでなく、そのまま、底質、水質改善の妨げとなり、三番瀬生態系を形成する生物の生息環境を著しく損なっている。また、漁獲により、アサリなどの懸濁物食者を取り上げてはじめて、干潟の浄化機能が駆動する。これらのことは、漁業を振興するための施策が生態系の保全、

維持ならびに水、底質環境の保全と密接に関わりをもっていることを意味する。これらのことを三番瀬の再生に向けて講ずべき施策の中で、強調しておく必要がある。さらに、現実には、鳥と漁業者は同じ懸濁物食者を餌、あるいは漁獲対象として分ちあうわけで、両者の共存のための施策としても生態系管理をふまえた漁場造成を含む漁業管理は必要な施策だろう。

千葉県三番瀬再生計画（基本計画）素案に対する意見

平成17年5月9日
委員 蓮尾 純子

P11 本文1行目から

埋立てにより後背湿地が消失し、海域が狭められ、干潟が減少しました。

修正希望

→ 埋立てにより後背湿地が消失し、海域が狭められ、大部分の干潟がなくなりました。さらに地盤高の低下により、干潟の浅海域化が進みました。

P17 本文1行目から

現在の三番瀬は、臨海部での埋立て、地盤高の低下等による広大な干潟や後背湿地の消失、内陸部での水田・水路の埋立て、小河川の排水路化等によって

修正希望

→ 現在の三番瀬は、臨海部の埋立てによる広大な干潟や後背湿地の消失、地盤高の低下や内陸部での水田・水路の埋め立て、小河川の排水路化等によって

P14(写真頁)

キアシシギ

→ 杭上に2羽並んで止まっているうちの左のものはキョウジョシギのように思われます。ちょっとこの写真からだ自信が持てないのですが、この1羽はキアシシギではありません。(キョウジョシギまたはソリハシシギ)

千葉県三番瀬再生計画（基本計画）素案に対する意見書

2005.5.10

委員 竹川未喜男

第3節 再生にあたっての進め方（7ページ）への補充、修正

三番瀬再生の「方向性」(円卓会議計画41ページ)の内容を一部重複部分を削って、7ページ記載の4項目に付加えていただきたいと思います。「再生にあたっての進め方」よりも「方向性」の方がしっくりすると思います。以下がこの趣旨です。

再生の実施段階が進むにつれ、円卓会議の再生計画に書かれている「再生の方向性」が忘れがちとなります。円卓会議の反省に立って最初から明確に「再生の方向性」(41ページ)を書き込む必要があります。目標と施策は実施段階でどうしても有機的、総合的な調整が困難となります。事業計画からは分野別(タテワリ?)で5~10年の長期計画となり、実施計画も同様、単年度となればますます基本命題の進め方が重要な意義を持つようになると思われます。おまけに一旦策定されれば見直しは難しいものです。目標と施策の列挙は序列、優先順位を都合の良いように使われがちです。

再生のためにはまず、干潟を中心とした三番瀬の環境を出来る限り復活するという視点にたつこと。

三番瀬をとりまく地域の街づくりにあっても三番瀬に干潟・浅海域が成立する条件を整備する方向で行われること。

かつて生息していた生物種を回復するとともに、三番瀬海域の生態系、すなわち生態系の要素である水循環、流砂系、食物連鎖、物質循環が、動的なシステムとして機能すること。人間活動も含んで動的な平衡を保つことです。

わが国はラムサール条約の締約国であり、三番瀬はその登録湿地となることを目指していることか

ら、その再生にあたっては2002年の締約国会議において採択された「湿地復原の原則とガイドライン」に沿ったものであること。

11ページ(第2章 三番瀬の再生に向けて講ずべき施策 第一節 干潟浅海域) 同上

L8 [かつての三番瀬に近づけるため、(まず第一に、これ以上浅海域を狭めず、保全ゾーンとされた海域の豊かな生態系に手を加えないなど、現存する干潟・浅海域の保全、維持を優先させねばなりません。その上で、)海と陸との連続的な・・・]

L12 [そのため、(背後の都市活動の影響を和らげ、)三番瀬の水循環を健全化し、(河川からの)土砂供給を回復させ・・・]

13 ページ (第2節 生態系・鳥類) 同上

L6 [しかし、その中で、泥干潟特有の生態系を有し、保存海域とされている猫実川河口域に、わが国有数のカキ礁が広がっているためこの際、荒らされないうちに特別保護区域として管理する必要があると思います。

効果的な浄化力と併せ、カキ礁生態系と呼ばれるほど、周辺の生物相も豊かであり、ウネナシとマヤガイ (RD 掲載種保護ランク B) など5種類もの絶滅危惧種を含め100種に及んでいます。]

19 ページ (第5節 海と陸との連続性・護岸) 同上

以下の全文

「三番瀬の再生は“生物多様性”と“海と陸との連続性の確保”がキーワードですから、護岸問題も防災と景観だけでは不十分です。陸側の街づくりを考える場合も同様です。円卓会議ではこのキーワードを軸として、護岸対策も「現行海岸線を守る」、「海側に張り出さない」、「近自然素材・粗朶工法」などが問題となっていました。埋立地の「用途地域の変更」が「海岸保全区域の変更」となり、「都市計画区画整理」となり「海側に用地」が繋がって「できるだけ陸側に公的用地を確保」、「石積護岸は予算要求のためのイメージ図」そして「市川市所有地での湿地再生」となった経緯を思い出します。陥没、崩壊など緊急危険対策としての護岸補修工事と、キーワードで考える護岸工事は実施計画の予算も、設計施工も別建てにして早急に先ず安全性を確保する必要があります。

自然環境を相手にした順応的護岸作りについては、県が主導的に海側からみた総合的、技術的な指導と財政的措置を考えるべきでしょう。

21 ページ (第6節 三番瀬をいかしたまちづくり) 同上

L17 [県の役割として、三番瀬関係4市を海側から演出する方策、同じく陸域で三番瀬を生かしたソフト面での行事企画で果たせる主導的役割があるとおもいます。]

26 ページ (第10節 再生・保全・利用のための制度及びラムサール条約の登録促進)

33 ページ (第3章 第2節 推進体制)

(上記説明内容についての意見)

「千葉県三番瀬等の再生、保全及び利用に関する条例」を県議会に上程する目途と方法などが1年4ヶ月経ても覚束なく、ラムサール条約の登録の進捗状況も不明のままです。住民参加も、こうした再生計画の制度的担保という骨太な方針で回線が通じないのでは、「三番瀬に関心や理解を有するより多くの県民や地域住民が参加できるような三番瀬の再生に向けた「県民運動」の立ち上がりが望めます。」とあります。そのような立ち上がり、育成への支援があるとするならば、何よりも先ずこの二つの約束を果たして頂く事ではないでしょうか。

以上

三番瀬再生計画（基本計画）素案に対する意見

平成17年5月10日
委員 米谷 徳子

- P 4 海岸線の変遷図は、埋め立て・都市化の変化はわかるのですが、これに（案P 6）の古地図や（案P 11）の航空図等を加えてセットにすることにより、かつての三番瀬の干潟・後背湿地・小河川の様子や漁場生産の様子が判明し、それによって基本方針の根拠が理解でき、また、50代以上の世代の記憶のなかの原風景とあいまって具体的なアクション・プランに繋がると思います。
- P 6 表の代わりに（案48）の方向性の表を薦めます、これ1枚で東京湾再生のほぼ全てが語られていると思われます。
- P 17 水質改善について、下水処理施設のあり方（雨水と下水の分流式、及び水耕栽培などの処理水の利用方法、各家庭へのPRなど）の検討という項目を追加してほしい。
- P 19 最近の動向として、沿岸陸域の宅地化が再び活発になり（高層マンション化も）また工業地から商業地への土地利用の変更も多く、スポット的に残されていた湿地や小河川、澇筋やため池の名残りも埋め立てられたり、干出してしまったりしています。欧米では、街をつくる時は周囲に緑地帯もつくるそうです。今から間に合う都市計画についても検討項目に入れて欲しい。

千葉県三番瀬再生計画（基本計画）について

平成17年5月10日
委員 後藤 隆

・全体的な考え方について

今回まとめられた「千葉県三番瀬再生計画（基本計画）」は、三番瀬再生計画検討会議（円卓会議）が提出した「三番瀬再生計画案」全体の精神と最良の部分を継承したものとして高く評価できます。

また、要点を明確にし、非常にコンパクトにまとめられたため、一般県民にも読みやすくなっていると思います。

「第4節 東京湾の再生につながる広域的な取組」の中で、「森林、農地、都市、河川、沿岸域等の陸から海にかけての生態系は、水循環、物質循環を介し密接な関係を持ち、ひとつの流域圏を構成しています。」との基本的考え方もすばらしいものだと思います。

千葉県が「三番瀬の再生」をきっかけとして、東京湾全体、流域全体への先駆的な役割を担おうとする意欲にも敬意を表します。

・個別の内容について

1. 「はじめに」 P1 下から3行目

「県が主体となって実施する事業を中心に」

「県が主体的な役割を担い、国、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、県民、地域住民、漁業関係者、環境団体・NPO、その他の関連する地域と連携して実施する事業を中心に、」

理由：県のみでなく、多様な主体が参加する事業、広域的な取り組みも事業計画の中に入れる必要。

2. 「第1章 第1節」 P3 上から9行目

「一方で、埋め立てにより、河川等から供給される・・・」

「一方で、埋め立てにより、潮流の変化および河川等から供給される・・・」

理由：潮流が変化したことが重要。現在の旧江戸川の淡水が潮流にのり、三番瀬全体に影響を与えていた。

3. 第1章 第3節 再生の目標 P5

「2 海と陸との連続性の回復」の項 2行目

「現在残っている干潟は保全するという原則」

「現在残っている干潟・浅海域は保全するという原則」

理由：現在の三番瀬では干潟（干出域）は非常に少なくなっているため、三番瀬の海域全体をいうなら干潟・浅海域。

4 . 第1章 第3節 再生にあたっての進め方 P 7

「1 順応的管理及び漁業者の経験的な知見の活用」の項 2 行目

「地域の自然環境に関して専門的知識を有する者の協力」

「地域の自然環境に関して専門的知識を有する者、調査・観察を行っている者の協力」

理由：市民調査や三番瀬を見ている人を含む

5 . 第1章 第3節 再生にあたっての進め方 P 7

「4 協働による取組」の項 1 行目

「行政、県民、地域住民、漁業者、NPO、事業者等・・・」

「行政、県民、地域住民、漁業者、環境団体、NPO、事業者等・・・」

6 . 第1章 第5節 計画・交流区域 P 10

「1 計画区域」の項

(1),(2)の他に、「(3)三番瀬に直接流入する河川、江戸川放水路、行徳内陸性湿地」を加える。

理由：三番瀬に直接流入する河川(猫実川、高谷川、真間川、海老川等)江戸川放水路、行徳内陸性湿地は三番瀬再生にとって特に重要な区域であり、具体的な事業計画として検討する必要があるため。

(円卓会議の河川流域WGの取りまとめ参照)

7 . 第2章 第1節 干潟・浅海域 P 11 12行目から

「そのため、三番瀬の水循環を健全化し、土砂供給を回復させ、多様な塩分濃度を有する汽水的な環境の創出や海と陸との自然のつながる場所を増やし、生物種と環境の多様性の回復を目指します。」という部分は、素晴らしいと思います。

また、P 12の「海と陸とのなだらかなつながり」概念イメージ図は、再生の目標を的確に表現して、多くの人々が共有できる図として、「三番瀬再生」の共通イメージになればよいですね。

広報的にも、積極的に使って行きたいものです。

8 . 第2章 第3節 漁業 P 15

三番瀬の漁業者と地域の消費者を直接結びつける「地産地消」の考え方、「三番瀬ブランド」の確立、「三番瀬でとれる魚介類の新たな加工品の開発」等の施策をこの節の中に入れてほしい。

9 . 第2章 第4節 水・底質環境 P 17 8行目

「海域をこれ以上狭めないことを原則とし、」ということをも明記したことに、敬意を表します。

. その他

1 . 「徹底した情報公開と住民参加」が円卓会議の最大の特徴でした。

今回の「千葉県三番瀬再生計画(基本計画)」では、広報の部分で書かれてはいますが、冒頭で「基本的考え方として」明記しておいたほうがよいと考えます。

2 . 第1章 第2節 「5 . 人と自然とのふれあいの確保」(P 5)では親水性の向上は書かれていますが、全体として、「パブリックアクセスの向上」については、弱い気がします。「三番瀬を活かしたまちづくり」の中にも書き込んでおく必要があると思われる。

以 上、

千葉県三番瀬再生計画（基本計画）素案に対する意見

平成17年5月10日
委員 吉田 正人

1) 再生の目標

再生の目標については、「生物種や環境の多様性の回復」が「生物多様性の回復」に名称変更となり、順序も変わりましたが、検討会議の趣旨をふまえており、より分かりやすくなったものと評価します。

達成イメージのうち、「環境の回復力」の説明は、「青潮の心配がなくなった三番瀬」ではなく「青潮等の環境の急変に対する回復力が確保された三番瀬」ではないでしょうか（もちろん青潮がゼロになるのが理想ですが、東京湾および流入河川を含む長期的広域的な目標となるため、当面の目標としてたとえ多少の環境の変化があっても回復できる力をもった三番瀬にするという目標になったと記憶しています）。

2) 再生に当たっての進め方

いきなり「順応的管理」が出てきて、次に「予防的態度」が出てくるのは、違和感があります。1は「科学的知見および漁業者の経験の活用」、2が「予防的態度および順応的管理」としたほうが、並びがよいのではないのでしょうか。

また「予防的態度」、「順応的管理」については、検討会議報告書p139に書かれているように、「自然の力を最大限引き出すような自然回復をめざし、自然の回復力をサポートする」、「人間の時間軸だけでなく、自然の営みや自然の時間の流れを重視する」、「人間が自然から謙虚に学びながら実施する柔軟な管理」といった丁寧な説明が必要です。

3) 広域的な取組・交流地域

広域的な取組の重要性と交流地域が明記されたことは重要であり、評価します。